

『地域主権改革』の主な動き

H22.8.19現在
福島県 行政経営課

1 地域主権戦略会議 (H21.11.17 閣議決定により設置)

【概況】

内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚や自治体首長、有識者で構成。首相諮問事項の調査審議と施策の実施推進を担う。

当面の改革課題は4つ。下部組織として設置されたそれぞれの作業グループにおいて、実質的な検討が進められている。

第6回会議(H22.6.21)において、これら4つの改革課題に係る見直しの対象事務、基本的な考え、工程などを盛り込んだ「地域主権戦略大綱(案)」を了承。

同大綱は、翌日(6/22)に閣議決定。

全国知事会など地方6団体は、政府の改革姿勢を評価するとともに、政治主導による改革の実行、地方意見の反映等を強く求める旨のコメントを発表。

	改革課題 (作業グループ)	「地域主権戦略大綱」の内容
1	義務付けの見直し	<ul style="list-style-type: none"> 公立高等学校の収容定員基準廃止など528条項を見直し H23 通常国会に所要の一括改正法案を提出
2	市町村への権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> 農地の権利移動許可(農地法)など251条項を移譲 H23 通常国会に所要の一括改正法案を提出
3	出先機関の原則廃止	<ul style="list-style-type: none"> 各府省が8月末まで出先機関事務の「自己仕分け」実施 年内に事務・人員の移管方法や工程等を明らかにした「アクションプラン」を策定
4	一括交付金 ひも付き補助金の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の枠にとらわれず大きく括りブロック毎に用途を自由化 総額や対象補助金など具体の制度設計は予算編成過程を通じ決定 平成23年度より段階的に導入

(参考)

戦略大綱の決定に先立ち、平成22年通常国会において「地域主権関連3法案」が審議された。

	法案名	内容
1	地域主権推進一括法案	<ul style="list-style-type: none"> 「地域主権改革」を定義付け 内閣府の「地域主権戦略会議」を法制化 41法律96条項の義務付けを見直し
2	国と地方の協議の場に関する法案	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治に影響を及ぼす国の政策の実施等について協議 議長は首相が指名する閣僚 議員は臨時会議の招集を首相に請求できる
3	地方自治法改正案	<ul style="list-style-type: none"> 地方議会の議員定数上限の撤廃 自治体間で共同設置できる組織等の範囲の拡大

通常国会では、参議院で可決後、衆議院の審議途中で閉会（6/16）「継続審議」となる。秋の臨時国会における審議状況を注視する必要。「継続審議」とはいえ、臨時国会では衆議院で審議された後、（H22通常国会で3法案を可決した）参議院でも再度審議が行われる。

2 義務付けの見直し

【第1弾】

昨年10月、地方分権改革推進委員会は、国が地方自治体の仕事を法令で縛る892条項の義務付けを廃止または緩和すべきとした「第3次勧告」を提出。

鳩山内閣（当時）は、今年3月に関係法令を一括して見直す「地域主権推進一括法案」を閣議決定（地方自治法など個別の改正法案による見直しも含め対象は計121条項）。

平成22年通常国会に同法案が提出されたが、参議院で可決後、衆議院での審議途中で閉会。継続審議となる。

このため、法案及び関係政省令の成立時期は、予定より大幅にずれ込むこととなり、特に、国による基準等が条例委任される見直しに関しては、各自治体における準備作業（独自基準の検討・策定、条例制定に向けたパブコメなど）に大きな影響を与えている。

内閣府では、一括法案の附則で「平成23年4月1日」とした施行期日について、「臨時国会での審議状況を見極めながら検討を加える」としている（H22.6.21官庁速報）。

【第2弾】

第1弾の見直しは、地方側が求めていた見直しの一部に過ぎず、政府は残された義務付け見直しの実現のため、関係府省と調整を進めてきた。

この結果、6月に策定された「地域主権戦略大綱」において、追加分528条項の見直しが盛り込まれる。

これらの関係法の改正は、新たな一括法案として平成23年通常国会に提案される予定。

【主な見直しの内容】

（1）勧告どおり見直される例

項目	義務付けの内容	見直しの方策	備考
公営住宅の入居資格	月収158,000円以下 高齢者以外は同居親族が必要	条例に委任	第1弾 見直し
道路の構造基準	生活道路の歩道の幅は2m以上		
市町村の基本計画	市町村基本計画の策定義務	義務付けを廃止	
都市公園の設置基準	住民1人当たり敷地面積の標準は 10㎡以上	条例に委任	第2弾 見直し
高等学校の定員	公立高等学校の収容定員は240人 を下回らないこと	義務付けを廃止	

(2) 勧告の一部に限り見直される例

項目	義務付けの内容	見直しの方策	備考
保育所の設置基準	保育室の床面積は幼児1人当たり1.98㎡以上	都市部の自治体に限って条例に委任	第1弾見直し

(3) 見直しが先送りされた例

項目	義務付けの内容
保育所の設置基準	調理室の設置義務
都市計画決定の際の農林水産大臣協議	都市計画決定(線引き)の際には国土交通大臣の同意とともに農林水産大臣との協議を要する
公立小・中学校等に係る基準	学級編成、教職員定数 (市町村教委は都道府県教委の同意が必要)

各自治体では、拡大した自由裁量を十分に活かし独自基準等を設定、条例を制定する必要。条例の提案時期は、継続審議となった一括法案の審議状況、施行期日の修正の有無、政省令の制定時期などに左右されるが、これらを注視しつつ設定。早いものではH22年12月議会での提案となる可能性あり。

3 市町村への権限移譲(法令改正によるもの)

【概況】

H20年5月、地方分権改革推進委員会は、都道府県における64法律359の事務権限を市町村へ移譲すべきとした「第1次勧告」を提出。しかし、関係府省の抵抗は大きく、実現(法令改正)に向けた調整は進まなかった。政権交代後、鳩山政権(当時)は、改めて勧告事項を含む384の事務権限の移譲可否について各省庁に照会、調整を進めた。この結果、6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、251条項の事務権限(条件付34条項を含む)を移譲することが記された。

大綱に盛り込まれた主な移譲事務

法律名	移譲される事務権限	移譲先	備考
農地法	農地の権利移動の許可	市町村	農地転用の許可(勧告事項)は移譲不可
都市計画法	都市計画施設の区域内における建築許可	市	
母子保健法	未熟児の訪問指導	市町村	勧告は「市」まで移譲 市町村へ対象拡大
老人福祉法	有料老人ホームの設置届の受理	中核市	勧告は「市」まで移譲 中核市へ対象縮小
墓地埋葬法	墓地・火葬場の経営許可	市	

市町村への権限移譲に関する関係法の改正は、新たな一括法案として平成23年通常国会に提案される予定（義務付け見直しの第2弾と併せて）。

ただし、施行期日（＝実際に市町村に事務移管される時期）は未定。一定の準備期間は設けられるものと考えられる。

4 国の出先機関改革

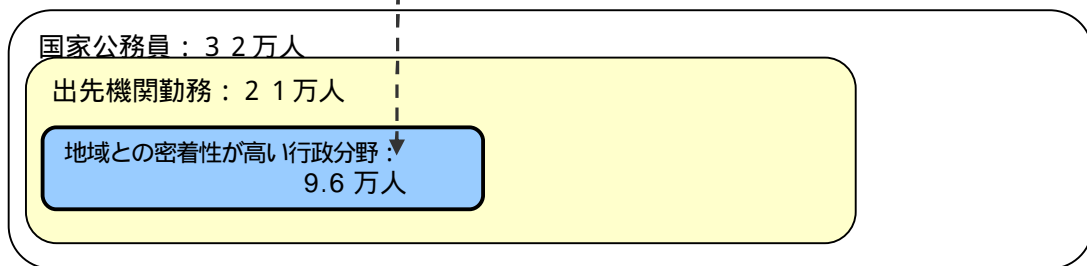
【概況】

民主党マニフェスト（H21.7） 「国の出先機関を原則廃止」

全国知事会では、4月上旬に取りまとめた出先機関原則廃止の「中間報告」において、検討対象528事務のうち296事務（56%）を「地方移管すべき」とした仕分け結果を公表。さらに、先行的に着手すべき「最重点分野」を選定

<仕分け対象>

- ・ 8府省15機関（9.6万人の出先機関職員） ・ 528事務



<仕分け結果>

- ・ 「地方移管すべき」とした事務：296事務（56%） / 対象528事務

地方 (296)	廃止等 (97)	国 (135)
-------------	-------------	------------

<機関別の仕分け状況>

全て又は大半の事務移管が可能 (8機関)	一定の事務移管が可能 (4機関)	大半の事務を国に残す (3機関)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 地方厚生局 ・ 経済産業局 ・ 地方整備局 ・ 地方運輸局 ・ 地方農政局 ・ 地方環境事務所 ・ 北海道開発局 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合通信局 ・ 法務局 ・ 漁業調整事務所 ・ 沖縄総合事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央労働委員会地方事務所 ・ 森林管理局 ・ 地方航空局

<先行的な移管を進める最重点分野>

職業安定、労働保険等（都道府県労働局の事務のうち労働基準監督以外）
直轄国道（高規格幹線道路を除く）
直轄河川（一の都道府県で完結するもの） 福島県は該当河川なし

地域主権戦略会議では、5/21・24の2日間、国の出先機関に関する公開討議を開催。関係府省と戦略会議（地方）側の議論は平行線を辿った。

政府は、6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」において、出先機関改革の「基本姿勢」や「改革の枠組み」などを示したが、見直し対象の出先機関名や地方移管のボリュームなどは明らかとはせず、具体性の乏しい内容となった。

【戦略大綱における主な内容】

- ・ 各省庁は出先機関の事務権限仕分け（「自己仕分け」）を行い、8月末までに戦略会議に報告
- ・ その後、戦略会議としての事務権限仕分けを行う
- ・ 人材移管等の総合的調整を行う国・地方双方の関係者で構成する横断的体制を整備
- ・ 事務・人員の移管方法や工程などを定めた「アクション・プラン」を年内目途に作成
- ・ 平成23年通常国会への法案提出も含め可能なものから速やかに実施

第7回会議（H22.7.28）において、見直しの対象を8府省13機関とすることを決定。全国知事会における見直し対象（8府省15機関）から、中央労働委員会地方事務所及び地方航空局の2機関を除外している。

5 国と地方の協議の場の法制化

【概況】

国・地方双方による実務者会合等を経て、「国と地方の協議の場に関する法律案」の取りまとめに至る（3/5閣議決定）

平成22年通常国会に法案が提出されたが、参議院で可決後、衆議院での審議途中で閉会。継続審議となる。

法制化を前に実質的な協議の場は、民主党政権下において既に3回開催されている。

（ H21.11.16、 H22.4.22、 H22.6.21 ）

【法案のポイント】

- ・ 地方自治に影響を及ぼす国の政策の実施等について関係閣僚と地方6団体の代表者が協議
- ・ 構成員は、内閣官房長官、地域主権戦略担当相、総務相、財務相、その他首相が指名する大臣、地方六団体代表（各1名）
- ・ 首相は構成メンバーから外れるが、いつでも出席し発言できる
- ・ 議長は首相が指名する閣僚
- ・ 議員は臨時会議の招集を首相に請求できる

【主な課題等】

- ・ 地方側の意見集約をどのようにして図るか。
国・地方間だけではなく、大都市と町村など自治体間の意見の相違も十分予想される
- ・ 協議の場の決定事項にどれだけの拘束力があるか
法案に尊重義務規定があるものの、国権の最高機関はあくまで国会

6 地方自治法の抜本改正

【概況】

政府は、「地域主権」の実現に向けた基盤整備のため、地方自治法を抜本改正した「地方政府基本法」の制定を目指す。

原口総務相は今年1月、検討機関として「地方行財政検討会議」を総務省内に設置。

議会や自治体運営、監査制度・財政のあり方を検討する2つの分科会も設置。11月までに論点をまとめ、可能なものから順次地方自治法を改正する。

これらの抜本見直しを前倒しする形で、議員定数の上限撤廃等を内容とする改正地方自治法案が、平成22年通常国会に提出されたが、参議院で可決後、衆議院での審議途中で閉会。継続審議となる。

【主な改正内容（前倒し分）】

- ・ 人口に応じて定められている議員定数の法定上限の撤廃
- ・ 自治体間で共同設置できる組織等の範囲の拡大
従来介護認定審査会等に加え、新たに税務課など首長の内部組織や保健所等の共同設置が可能となる。

7 道州制

【概況】

民主党は、昨年衆議院選挙時に公表した「政策集2009」(H21.7)において、「将来的な道州の導入も検討」と記載。マニフェスト本体への道州制の記載はなかった。

政権交代後のH21.10、御手洗経団連会長から要請を受けた原口総務相は、総務省内に「道州制タスクフォース」を設置。

6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」においては、道州制に関する下記内容が盛り込まれた。民主党政権としては初めて「道州制」の検討を政府方針として示したことになる。

第9 自治体間の連携

2 今後の取組

- ・ 地方や関係各界との幅広い意見交換も行いつつ、地域の自主的判断を尊重しながら、いわゆる「道州制」についての検討も射程に入れていく。

参議院議員選挙(H22.7.11)における各政党マニフェストにおいては、「自民党」(道州制基本法を早期に制定)、「公明党」(概ね10年後に「地域主権型道州制」を導入)、「みんなの党」(7年以内に「地域主権型道州制」に移行)、「新党改革」、「たちあがれ日本」が道州制推進の立場をとっている。